

日本周産期・新生児医学会 専門医制度規定 (2022年7月10日改訂) ※旧制度

2. 周産期専門医制度規則施行細則

(認定期限) p7～

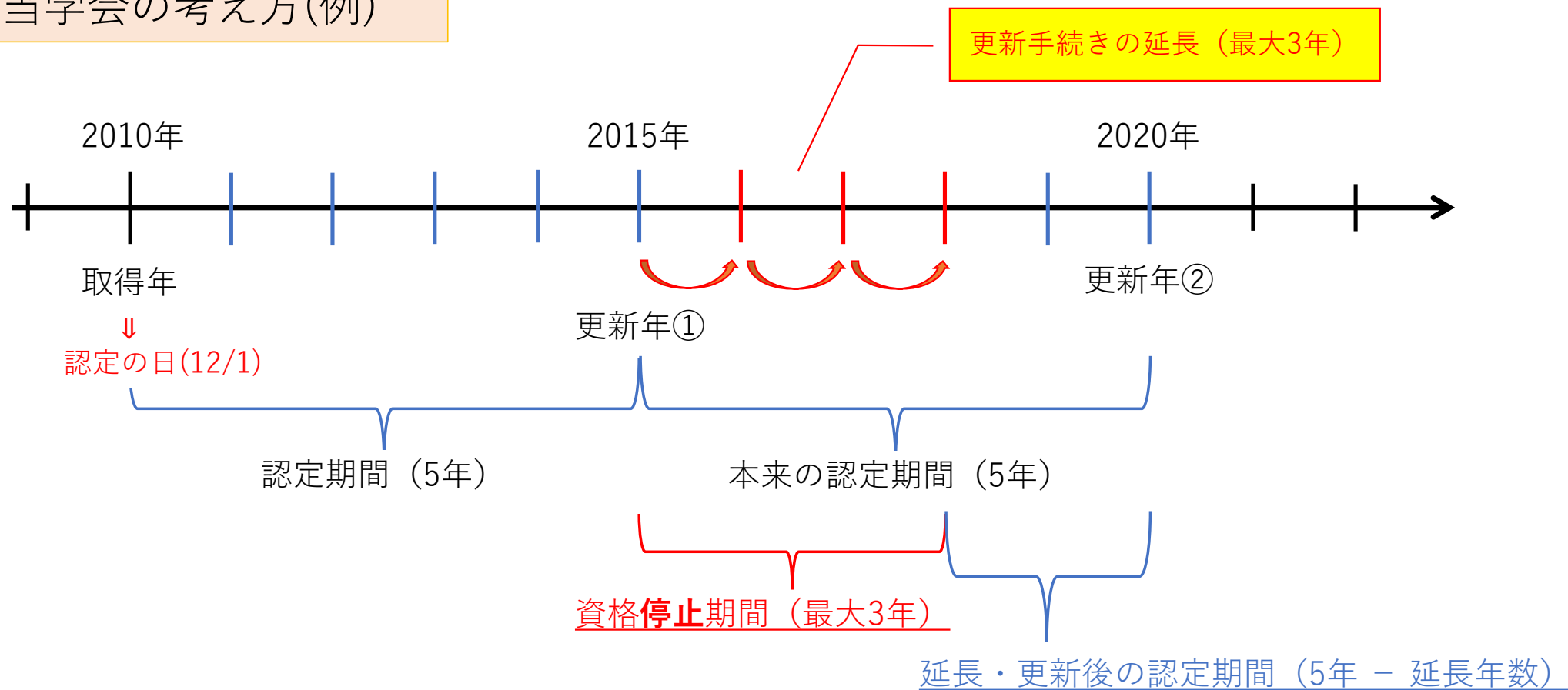
第10条 周産期専門医としての認定期間は認定の日より5年間とする。

2. 病気療養，出産・育児等，考慮する事情があれば申請のうえ，周産期専門医の認定期間を延長することができる。

3. 周産期専門医の延長期間は資格停止とし，資格停止期間は最大3年間とする。

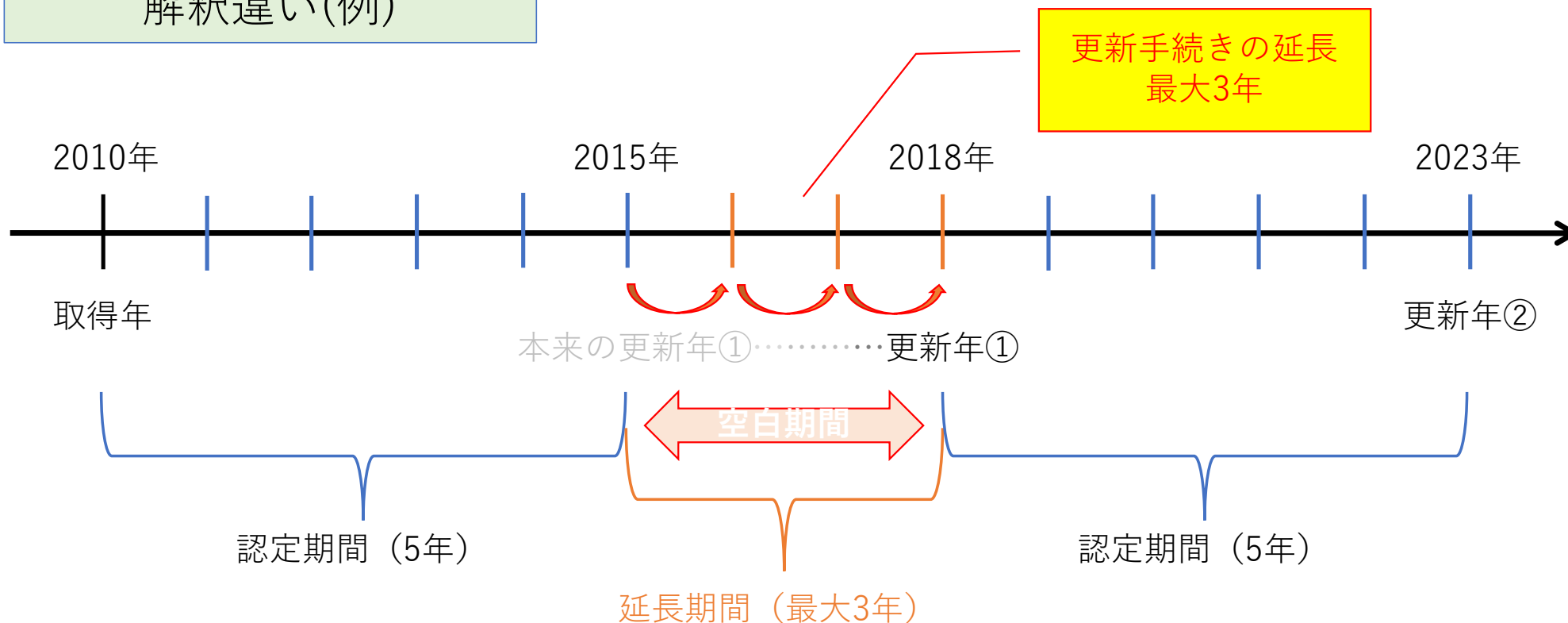
当学会の解釈と運用 ↓

当学会の考え方(例)



あくまで「更新手続きの延長」であって、本来の認定期間を動かすことは出来ません。

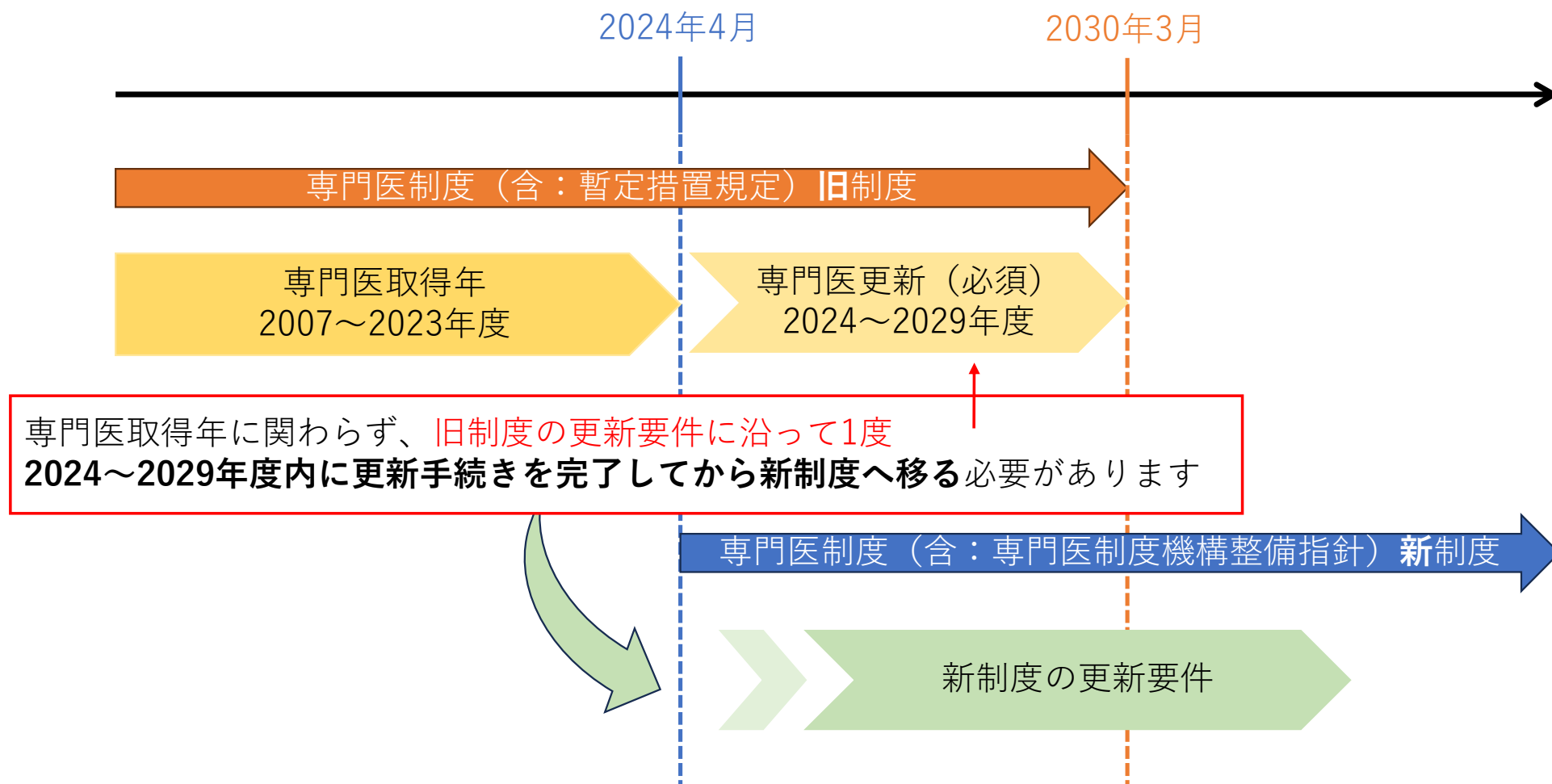
解釈違い(例)



専門医更新手続きの延長中は専門医資格の「喪失」ではなく「停止」です。

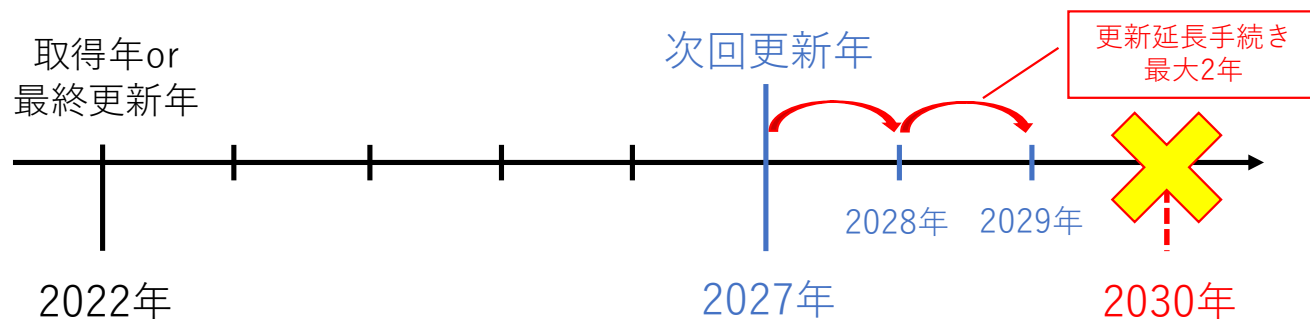
上記の考え方は、“延長中が「空白期間」になる”と捉えるため、このような方法はありません。

専門医の更新における旧制度から新制度への移行について

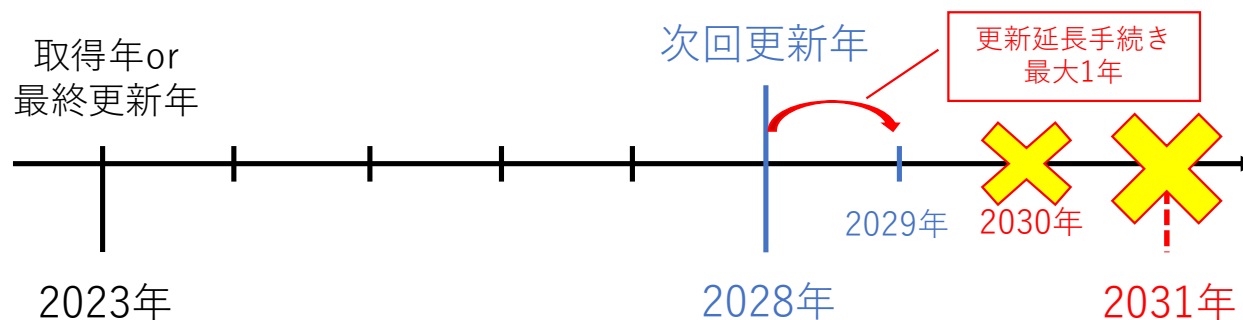


旧制度から新制度への移行で注意すべき対象者

① 2007・2012・2017・2022年度に 専門医を取得している専門医



② 2008・2013・2018・2023年度に 専門医を取得している専門医



本来であれば最大3年間、更新手続きの延長が出来ますが、左記対象者①は最大2年間、対象者②は最大1年間の延長しかできません。

①※すでに2022年度の更新時に延長手続きを行った場合は、2027年度の更新の延長は不可。
②※すでに2023年度の更新時に延長手続きを行った場合は、2028年度の更新の延長は不可。